

第1回 格納容器内塗装検討会 議事録

1. 日 時 平成19年11月14日(水) 10:30~12:00

2. 場 所 日本電気協会4階 A会議室

3. 出席者(敬称略,順不同)

出席委員:伊藤主査,鶴田(東京電力),碓井副主査,佐藤(日立GEニュークリア・エージング),池田(四国電力),江藤(原子力安全・保安院),蔵内(日本原子力発電),進藤(中部電力),杉本(三菱重工業),鈴木(東北電力),中野(関西電力),名畑(北海道電力),花田(日本原子力技術協会),平野(中国電力),森山(日本原子力研究開発機構),矢尾板(電源開発),山田(九州電力),吉田(IHI) (計18名)

欠席委員:飯泉(東芝) (計1名)

常時参加者:大塚(三菱重工業) (計1名)

事務局:石井(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料1-1 新検討会委員名簿

資料1-2-1 (社)日本電気協会 原子力規格委員会について

資料1-2-2 原子力規格委員会 組織及び規程・指針類一覧

資料1-3-1 塗装に関する規格の整備について

資料1-3-2 格納容器内塗装民間規格規定について

資料1-3-3 第10回 原子力規格委員会議事録(抜粋)

資料1-3-4 第9回 構造分科会議事録(抜粋)

資料1-3-5 第17回 構造分科会議事録(抜粋)

資料1-3-6 構造分科会 新検討会設置に伴う決議について

資料1-4-1 H19年度構造分科会 活動計画

資料1-4-2 原子炉格納容器内の塗装に関する民間指針検討業務における成果

参考資料1 原子力規格委員会委員名簿

参考資料2 構造分科会委員名簿

参考資料3 規格策定フロー・イメージ図

参考資料4 平成19-20年度活動計画と中長期計画

参考資料5 渦電流探傷試験検討会 活動計画工程表

参考資料6 規格に関する調査

5. 議事

(1) 会議定足数の確認,主査の選任等について

事務局より,本日の出席委員は18名であり,決議条件である「委員総数の2/3以上の出席(13名以上出席)」が満足されていることが報告された後,花田委員から本検討会主査として伊藤委員を推薦する旨の発言があり,挙手による議決を行った結果,伊藤委員を主査とすることが決議された。更に,伊藤主査より副主査として碓井委員が指名された。

続いて事務局より,大塚様(三菱重工業)から常時参加者として本検討会に参加したいとの申出があったことが報告され,承認された。

(2) 原子力規格委員会の概要紹介

事務局より、資料 1-2-1, 1-2-2 及び参考資料 1~3 に基づき、原子力規格委員会及び同委員会傘下の分科会並びに検討会における規格策定活動の概要が紹介された。

(3) 塗装規格の策定に係る経緯について

事務局より、資料 1-3-1 及び資料 1-3-3~1-3-6 に基づき、原子力規格委員会での塗装に関する規格整備の検討指示(平成 15 年 5 月)から本検討会の発足に至るまでの経緯について説明があった。続いて伊藤主査より、資料 1-3-2 に基づき、民間塗装規格を策定するための準備として電力事業者がこれまで進めて来ている調査・検討状況等について説明があった。

主な質疑・コメントは以下のとおり。

- 1) 資料 1-3-2 では、ASTM規格での分類 塗装システムの認定試験, 塗装施工管理, 塗装施工業者・施工者・検査員の認定, その他(メンテナンスについての指針, 適用範囲)のうち, は民間規格化が必要と判断, に関しては規格化の対象範囲としなくてよいと判断されたとしている。 は不要ということか。

は規格の根幹となるものであるが, は受注者側で技量管理がされているので,電力事業者間で検討を行った時は の規格化の必要性はないと判断したものである。 については資料には記載していないが,適用範囲については格納容器内とすることとしていた。

- 2) について,製造事業者の立場としては現状で十分との認識か。

施工業者の技量について米国の規格では,学歴,経験年数などが主体となり,独立した機関での認定ということが行われる。国内でも同様に経歴の考慮や社内研修等が行われるので,米国で特別なことが行われている訳ではない。独立した機関による認定については,現在の状況から緊急性のあるものではないと判断している。

日本でのこれまでのやり方で問題がなく,良好なのであれば,それを規格化すればよいのではないか。

次回検討会以降,ASTM規格の記載内容,日本での状況などを把握した上で,検討会として規格化が必要な範囲を議論することとする。

(4) 新規格策定方針の確認について

事務局より、資料 1-4-1 に基づき、構造分科会の平成 19 年度活動計画における塗装関係規格の計画内容について、続いて鶴田委員から資料 1-4-2 に基づき、事業者が平成 17 年度及び 18 年度に行った塗装に関する規格の調査・検討の概要について、各々説明があった。

主な質疑・コメントは以下のとおり。

- 1) 資料 1-4-2 で紹介のあった調査・検討の成果を今後の検討のたたき台として使用することが有効と考えられるが、開示することは可能か。

成果を所有する電力各社の了解がいただければ可能である。

事務局を通じて開示依頼の手続きを行うこととする。

(5) 今後の検討項目とスケジュールの検討

事務局より、今後の検討項目とスケジュールの検討の参考とするため、参考資料 4,5,6 に基づき、他の検討会の実施計画等の紹介があった。

審議の結果、以下の質疑・コメントも踏まえて実施計画案等の検討、策定を行い、次回検討会において審議を行うこととなった。

主な質疑・コメントは以下のとおり。

- 1) 塗装規格策定は特に緊急性を要求されているものではないと考えられる，参考資料5に示された程度の期間（検討着手～公衆審査まで凡そ2年程度）で進めることとしたい。
- 2) 塗装に関する一般的な規格は日本にはないのか。
一般的なものとしてはJIS規格があるが，原子力の観点から例えば塗装の耐放射線性といったものはない。
米国の規格は，塗装に関する一般的な規格を原子力にどう使うかという観点から定められているのではないか。日本で規格を作る場合も，米国の塗装の規格だけを基にするだけでなく，日本に既にある一般的な塗装規格もよく見る必要があるのではないか。
本検討会で対象とする塗装の対象が格納容器内のものであるが，日本の規格も参考になれば勉強する必要性も含めて考えて行きたい。
- 3) 規格化の範囲を検討して行くために，塗装に関して製造事業者がどのような管理を行っているかについて，本検討会に資料を提示することは可能か。
提示することは出来る。

(6) その他

次回検討会開催予定：12月14日（金）午前とすることとなった。

以 上